

# 第18回宮代町議会改革特別委員会

日 時 令和8年4月23日(木)  
午後1時30分から  
場 所 議会室

## 次 第

### 1. 開 会

### 2. 協議事項

- (1) 議会タブレット端末運用規程等について
- (2) 宮代町議会ハラスメント根絶条例の検証(アンケート)について
- (3) 議案質疑の事前通告について
- (4) その他

### 3. 閉 会

#### 【委員会開催予定】

- 第19回委員会：5月11日(月)午後1時から、議会室
- 第19回委員会：5月27日(水)午前10時から、議会室

本会議（議場）及び委員会（議会室）におけるパソコン等の使用について

議会タブレット端末の導入により、議会資料のペーパーレス化と議員活動の活性化に資することに伴い、議員が所有するパソコンやタブレット端末等の議場及び議会室への持ち込みを認め、会議等で使用する資料を閲覧できるようにするため、「宮代町議会パソコン等使用基準」を定めて議員各位に周知する。

## 宮代町議会パソコン等使用基準

（趣旨）

第1条 この基準は、宮代町議会におけるパソコン等の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（会議において使用できるパソコン等）

第2条 会議において使用できるパソコン等は、次のとおりとする。

- （1）ノートパソコン
- （2）タブレット端末
- （3）スマートフォン
- （4）モバイルルーター等の通信機器
- （5）ペン、キーボード等の付属品

（パソコン等の使用範囲）

第3条 紙媒体の資料に代わる電子媒体の閲覧のためにパソコン等を使用するときは、次の会議に持ち込み、使用することができるものとする。

- （1）本会議
- （2）常任委員会、特別委員会、議会運営委員会
- （3）全員協議会
- （4）その他、議長が必要と認めた会議

2 パソコン等を会議に持ち込むときは、原則としてあらかじめパソコン等を充電しておくこととする。

（会議における禁止事項）

第4条 会議において禁止する事項は次のとおりとする。

- （1）音声、操作音を発するなど、会議の支障となる行為を行うこと。
- （2）電子メール等による外部との通信を行うこと。
- （3）議事に関係のないインターネットサイトの閲覧をすること。
- （4）SNSや掲示板等への投稿をすること。
- （5）議事に関係のないアプリケーションを使用すること。
- （6）通話をすること。
- （7）会議を撮影、録音、録画すること。
- （8）他者の迷惑になる行為を行うこと。
- （9）その他、会議以外の目的のために使用すること。

（パソコン等の使用にあたっての注意事項）

第5条 パソコン等の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議においては、画面表示が第三者の目に触れる可能性があることから、個人情報等配慮が必要な情報の表示には注意すること。
- (2) 情報の外部送信に際しては、個人情報の保護に留意し、データ等の誤送信の防止に努めるとともに、当該情報が意図せずして不特定多数の者に拡散した場合の結果を考慮し、細心の注意を払うこと。
- (3) 個人情報等に関する管理及び漏えい防止等の責務は、使用する議員本人に帰するものとする。

(事故があった場合の対応)

第6条 議員は、パソコン等がウイルス感染した場合又は個人情報等の漏えいがあった場合は、速やかに議長に報告しなければならない。

2 議長は、前項の報告があったときは、速やかに事情を把握し、必要な措置を講ずるものとする。

(不適切な使用に対する措置)

第7条 会議において議長及び委員長等は、禁止事項及び注意事項に反する利用がある場合、その他議事に支障を及ぼすと判断したときは注意を促し、改善されない場合は、パソコン等の使用中止を命ずることができる。

2 前項に定めるもののほか、議長は、パソコン等の使用に際し、本使用基準に反する利用があったと認めるときは、注意を促し、改善されない場合は、パソコン等の使用中止を命ずることができる。

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この基準は、令和 年 月 日から施行する

「宮代町議会ハラスメント根絶条例」検証のためのアンケート（職員用）

アンケート調査の概要

目的	「議会ハラスメント根絶条例」制定後、令和6年12月12日以降のハラスメントの実態を調査し、条例施行状況を検証するために本アンケートを実施するものである。
実施期間	令和8年5月11日（月）～令和8年5月18日（月）
対象者	職員及び議員
実施方法	庁内メールにて依頼し、回収袋で課ごとに回収をお願いする。

問1 あなたの役職は？

問2 あなたは、宮代町議会議員からハラスメントを受けたことがありますか。

問3 あなたは、宮代町議会議員または宮代町職員が、宮代町議会議員からハラスメントを受けているのを見たことがありますか。

問2、問3で「ある」と答えた方は、問5へ  
「ない」と答えた方は、問4で終了です。

問4 ハラスメントの認識ではなく、宮代町議会議員から意見・要望等に対し、「不快に感じたもの」としてはどのようなものがありましたか。

問5 どのようなハラスメント行為がありましたか。

問6 ハラスメントは誰からありましたか。

問7 ハラスメントがあった際、誰かに相談しましたか。

「した」と答えた方は、誰にですか。

問8 ハラスメントがあった際、何か対応しましたか。

「した」と答えた方は、どのような対応ですか。

「しなかった」と答えた方は、なぜですか。

問9 ハラスメントを防止するために望むことはなんですか。

問10 ハラスメントについて、ご意見等あれば自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

「宮代町議会ハラスメント根絶条例」検証のためのアンケート（議員用）

アンケート調査の概要

目的	「議会ハラスメント根絶条例」制定後、令和6年12月12日以降のハラスメントの実態を調査し、条例施行状況を検証するために本アンケートを実施するものである。
実施期間	令和8年5月11日（月）～令和8年5月18日（月）
対象者	議員
実施方法	メールにて依頼し、事務局に設置する回収封筒に投函する。

問1 あなたは、宮代町議会議員からハラスメントを受けたことがありますか。

【 ある ・ ない 】

問2 あなたは、宮代町議会議員または宮代町職員が、宮代町議会議員からハラスメントを受けているのを見たことがありますか。

【 ある ・ ない 】

問1、問2で「ある」と答えた方は、問4へ  
「ない」と答えた方は、問3で終了です。

問3 ハラスメントの認識ではなく、宮代町議会議員から意見・要望等に対し、「不快に感じたもの」としてはどのようなものがありましたか。

問4 どのようなハラスメント行為がありましたか。

問5 ハラスメントは誰からありましたか。

問6 ハラスメントがあった際、誰かに相談しましたか。

【 した ・ しなかった 】

「した」と答えた方は、誰にですか。

問7 ハラスメントがあった際、何か対応しましたか。

【 した ・ しなかった 】

「した」と答えた方は、どのような対応ですか。

「しなかった」と答えた方は、なぜですか。

問8 ハラスメントを防止するために望むことはなんですか。

問9 ハラスメントについて、ご意見等あれば自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

## 議案質疑通告書

通告第 号 令和 年 月 日 ( ) 時 分受付

議案番号	議案第 号
議案名	
質問要旨	
令和 年 月 日 宮代町議会議長 様	
議席番号： 番	
氏名： 氏	
上記のとおり通告します。	

## 議案質疑通告書

通告第 号 令和 年 月 日 ( ) 時 分受付

議案番号	議案第 号
議案名	
議案書の頁	
議案関連資料の頁	
質問要旨	
令和 年 月 日 宮代町議会議長 様	
議席番号： 番	
氏名： _____	
上記のとおり通告します。	

令和8年 第3回 定例会 臨時会

## 議案質疑通告書

令和 年 月 日提出

宮代町議会議長 様

次のとおり通告します。

議席番号 \_\_\_\_\_ 番 氏名 \_\_\_\_\_

議案番号	議案名	質疑要旨

## 議案質疑の事前通告ルールの検討

### 【会議規則第54条第1項】

発言は、すべて簡明に、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならない。

### 【会議規則第54条第3項】

質疑は、自己の意見を述べることができない。

### 【会議規則第55条】

質疑は、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができない。

### 【会議規則第56条】

議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

提出期限については、一般質問の例にならうと会議規則第61条第2項により、「議長が定めた期間内に、」となっている。

議案に対する質疑とは、提出された議案の疑問点を明らかにする場であり、意見や賛否の表明は禁止とされている。

質疑は3回まで

意見や要望は禁止

議題外にわたる発言禁止

提出期限は、前日の正午に執行部に届くようにする。